

証券コード：8085

第83期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時

場所

札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件



ナラサキ産業株式会社

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第83期定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、「誠意をもって顧客の信頼を得る仕事をする」を経営理念とし、各事業分野において蓄積された専門知識と企画力を基に、お客様のニーズに合った付加価値の高い商品とサービスを提供することにより、豊かな社会づくりに貢献することを基本方針としております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役社長兼
社長執行役員

中村 克久



○目次

<第83期定時株主総会招集ご通知>……………	2	主要な事業内容……………	20
<株主総会参考書類>……………	6	主要な事業所……………	20
議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）		従業員の状況……………	20
8名選任の件		主要な借入先の状況……………	21
<事業報告>……………	13	会社の現況	
企業集団の現況		株式の状況……………	22
当事業年度の事業の状況……………	13	会社役員の状況……………	23
直前3事業年度の財産および損益の状況……………	16	会計監査人の状況……………	27
重要な子会社の状況……………	17	業務の適正を確保するための体制……………	28
対処すべき課題……………	17	剰余金の配当等の決定に関する方針……………	30
		<連結計算書類>……………	32
		<計算書類>……………	34
		<監査報告>……………	36

株主各位

証券コード 8085
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)
札幌市中央区大通西七丁目3番地1
ナラサキ産業株式会社
代表取締役社長 中村克久

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
当社ウェブサイト <https://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ナラサキ産業」または「コード」に当社証券コード「8085」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時	
2 場 所	札幌市中央区北一条西六丁目3番1号 ホテル札幌ガーデンパレス 2階 【丹頂】 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)	
3 目的事項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第83期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第83期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇
御中
株主総会日 議決権の数 XX 票
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数	XX 票
議決権の数	XX 票

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

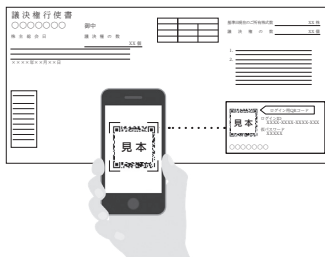
- ・書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

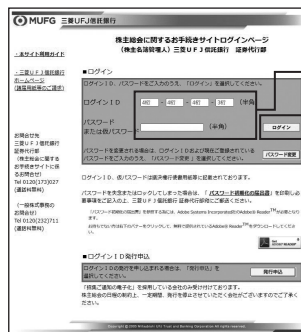
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、独立した指名・報酬委員会である評価委員会の審議を経て取締役会で決定したものであり、監査等委員会における審議の結果、候補者選任および決定プロセスは適切であると判断されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	在任年数	出席回数/取締役会
1	吉田 耕二 再任	代表取締役会長	14年	14/14
2	中村 克久 再任	代表取締役社長	15年	14/14
3	米谷 寿明 再任	取締役	16年	14/14
4	川上 公司 再任	取締役	4年	14/14
5	片貝 光延 再任	取締役	7年	14/14
6	鈴木 修 再任	取締役	7年	14/14
7	山本 昌平 再任 社外 独立	取締役(社外)	12年	14/14
8	吉野 高 再任 社外 独立	取締役(社外)	10年	14/14

候補者番号 1

よしだ こうじ
吉田 耕二

再任

生年月日

1954年7月2日

所有する当社の株式数

38,778株

在任年数（本総会終結時）

14年

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号 2

なかむら かつひさ
中村 克久

再任

生年月日

1957年4月27日

所有する当社の株式数

51,148株

在任年数（本総会終結時）

15年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1979年4月	三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行 株式会社) 入社	2008年6月	同社執行役員営業第2部長
		2010年6月	同社常務執行役員
2005年7月	同社営業第2部長	2012年6月	当社代表取締役副社長兼副 社長執行役員管理部門統括
2005年12月	同社営業第3部長		監査部、審査部担当
2006年6月	同社審査部長	2015年6月	当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

吉田耕二氏は、当社代表取締役副社長および代表取締役会長を歴任し、優れた経営手腕を発揮しております。また、長年にわたり金融機関の要職に携わり、幅広い人脈や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年4月	当社入社	2011年6月	当社取締役兼常務執行役員 北海道支社長兼建材・エネ ルギー本部長
1998年4月	当社F A部長		
2006年6月	当社執行役員F A部長	2012年6月	当社代表取締役社長兼社長 執行役員
2009年4月	当社執行役員電機本部副本 部長兼F A部長	2015年6月	当社代表取締役社長兼社長 執行役員機械本部長
2010年4月	当社執行役員営業企画部長	2016年4月	当社代表取締役社長兼社長 執行役員（現任）
2011年4月	当社常務執行役員北海道支 社長兼建材・エネルギー本 部長		

取締役候補者とした理由

中村克久氏は、当社代表取締役社長として優れた経営手腕とリーダーシップを発揮しております。また、入社以来、様々な事業部門に携わり、これらによって培われた専門的知識や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

3

よねや としあき
米谷 寿明

再任

生年月日

1959年2月20日

所有する当社の株式数

40,000株

在任年数（本総会終結時）

16年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年4月	株式会社北海道拓殖銀行入行	2016年6月	当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長 営業企画部、安全環境部担当
1998年7月	当社入社		
2003年4月	当社審査部長		
2005年4月	当社審査・業務部長	2018年6月	当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長 営業企画部担当
2006年4月	当社経営企画部長		
2006年6月	当社経営企画部長兼IR・広報部長	2020年6月	当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長
2008年6月	当社執行役員経営企画部長兼IR・広報部長	2024年4月	当社取締役兼常務執行役員経営管理本部長兼サステナビリティ推進室長兼経営企画部長
2010年6月	当社取締役兼執行役員北海道支社副支社長兼北海道総務部長	2024年6月	当社取締役兼専務執行役員経営管理本部長兼サステナビリティ推進室長兼経営企画部長（現任）
2012年6月	当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部担当		
2015年6月	当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部、監査部担当		

取締役候補者とした理由

米谷寿明氏は、当社経営管理本部長として、管理部門業務全般に精通しており、豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 4

かわかみ こうじ
川上 公司

再任

生年月日

1965年2月26日

所有する当社の株式数

12,935株

在任年数（本総会最終時）

4年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1989年 5月	当社入社	2022年 4月	当社執行役員北海道電機部長
2013年 4月	当社機器四部長		
2019年 4月	当社東北支店長兼機器四部長	2022年 6月	当社取締役兼常務執行役員電機本部長兼メカトロシステム部長
2019年 6月	当社執行役員東北支店長兼機器四部長	2023年 4月	当社取締役兼常務執行役員電機本部長（現任）
2021年 4月	当社執行役員北日本電機部長		

取締役候補者とした理由

川上公司氏は、当社電機本部長として、電機関連事業に精通しており、豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 5

かたがい みつのぶ
片貝 光延

再任

生年月日

1962年4月10日

所有する当社の株式数

17,235株

在任年数（本総会最終時）

7年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役兼常務執行役員機械本部長 建設機械部担当
2010年 4月	当社F A部長		
2011年 4月	当社F A部長兼海外事業推進部長	2021年 4月	当社取締役兼常務執行役員機械本部長（現任）
2013年 6月	当社電機本部副本部長兼海外事業推進部長		
2015年 6月	当社執行役員電機本部副本部長兼海外事業推進部長		
2016年 4月	当社執行役員機械本部長		

取締役候補者とした理由

片貝光延氏は、当社機械本部長として、機械関連事業に精通しており、豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

6

すずき
鈴木

おむむ
修

再任

生年月日

1965年1月1日

所有する当社の株式数

23,451株

在任年数（本総会最終時）

7年

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号

7

やまもと
山本

しょうへい
昌平

再任

社外

独立

生年月日

1962年12月31日

所有する当社の株式数

2,923株

在任年数（本総会最終時）

12年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年4月	当社入社	2021年4月	当社取締役兼執行役員建設・エネルギー本部長
2015年4月	当社建材部長		
2017年4月	当社建材・エネルギー本部副本部長兼建材部長	2021年6月	当社取締役兼常務執行役員建設・エネルギー本部長
2018年6月	当社執行役員建材・エネルギー本部副本部長兼建材部長	2025年4月	当社取締役兼常務執行役員建設・エネルギー本部長兼建設・エネルギー本部企画業務部長（現任）
2019年6月	当社取締役兼執行役員建材・エネルギー本部長兼建材部長		

取締役候補者とした理由

鈴木 修氏は、当社建設・エネルギー本部長として、建設・エネルギー関連事業に精通しており、豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1998年4月	東京弁護士会 弁護士登録 柳瀬法律事務所（現 丸の内中央法律事務所）入所	2015年4月	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士（現任）
1998年5月	株式会社メガハウス 監査役（非常勤）（現任）	2015年6月	三信電気株式会社 社外監査役
2008年6月	株式会社バンダイ 社外監査役（現任）	2021年6月	日本コープ共済生活協同組合連合会 理事（非常勤）（現任）
2009年6月	トーイン株式会社 監査役（非常勤）（現任）	2023年4月	東京弁護士会 副会長
2014年6月	当社社外取締役（現任）	2024年6月	三信電気株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山本昌平氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有し、社外取締役として大変有益な助言・提言をしております。また、独立した指名・報酬委員会である評価委員会のメンバーとして、客観的・中立的な立場から審議に関与しております。引き続き専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行い、客観的・中立的な立場で社外取締役としての役割を果たすことを期待できるため、適任と判断しております。

当社は、同氏が所属する丸の内中央法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号

8

よしの
吉野

たかし
高

再任

社外

独立

生年月日

1957年8月12日

所有する当社の株式数

1,674株

在任年数（本総会終結時）

10年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1987年4月 東京弁護士会弁護士登録
小林清巳法律事務所入所
- 1998年6月 吉野高法律事務所代表（現任）
- 2016年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

吉野 高氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有し、社外取締役として大変有益な助言・提言をしております。また、独立した指名・報酬委員会である評価委員会のメンバーとして、客観的・中立的な立場から審議に関与しております。引き続き専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行い、客観的・中立的な立場で社外取締役としての役割を果たすことを期待できるため、適任と判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
(1株未満切捨表示)
3. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、山本昌平氏および吉野 高氏が再任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山本昌平氏および吉野 高氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定であります。なお、本保険契約は2026年7月に更新予定であります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社および国内の主要子会社の取締役・監査役・執行役員

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の職務執行に起因して、株主代表訴訟や会社訴訟等で損害賠償請求を提起されたこと
によって被る損害（法律上の損害賠償金や争訟費用）について填補するものです。

③被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の負担はありません。

(ご参考) 本総会終了後の取締役のスキルマトリックス

本総会において、議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役に期待する主な分野・スキルは次のとおりであります。

氏名	本総会後の地位	各取締役に期待する分野・スキル					
		企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	財務 会計	人事 人材開発	法務 コンプライアンス	リスク マネジメント
吉田 耕二	代表取締役会長	●		●		●	●
中村 克久	代表取締役社長	●	●		●	●	●
米谷 寿明	取締役	●		●	●	●	●
川上 公司	取締役	●	●			●	
片貝 光延	取締役	●	●			●	
鈴木 修	取締役	●	●			●	
山本 昌平	取締役(社外)	●				●	●
吉野 高	取締役(社外)					●	●
毎原 吉紀	取締役 常勤監査等委員	●		●	●	●	●
湯尻 淳也	取締役(社外) 監査等委員					●	●
大瀧 敦子	取締役(社外) 監査等委員					●	●

以 上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しなどにより、緩やかな回復基調で推移しました。一方、継続的な物価上昇や米国の通商政策の動向に加え、中東情勢の緊迫化に伴う金融資本市場への影響が懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

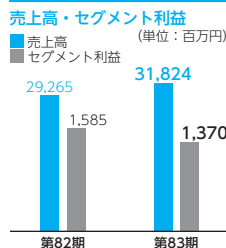
このような状況の中、当社グループは持続的成長と更なる企業価値向上の実現に向けて、2026年度を最終年度とする中期経営計画“NSクリエイション2026”を推進してまいりました。中期経営計画の2年目となる当連結会計年度においても、成長戦略として事業ポートフォリオ分析に基づき事業の選択と集中を進めるとともに、グループ総合力の発揮、収益力強化と生産性向上などに取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,202億82百万円（前年度比6.9%増）、営業利益は30億68百万円（前年度比0.2%増）、経常利益は31億70百万円（前年度比1.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億42百万円（前年度は22億41百万円、前年度比0.0%増）となりました。

	第82期	第83期	前年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	112,512	120,282	7,769	6.9%増
営業利益	3,062	3,068	5	0.2%増
経常利益	3,131	3,170	38	1.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	2,241	2,242	0	0.0%増

セグメント別の概況は、以下のとおりであります。

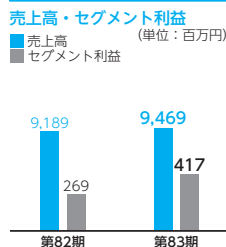
電機関連事業



建築設備分野では、データセンターなどのインフラ投資が拡大したことにより、制御機器や空調機器の販売が堅調に推移しました。生産設備分野では、半導体市場の回復が遅れる中、生成AI関連の需要は好調を維持し、レーザー加工機の輸出案件が順調に進捗しました。

以上の結果、売上高は318億24百万円（前年度比8.7%増）、セグメント利益は13億70百万円（前年度比13.6%減）となりました。

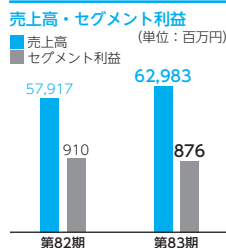
機械関連事業



農業施設分野では流通合理化設備や低温貯蔵設備、産業機械分野では水産関連設備や環境関連設備などの設備投資需要が活発であり、建築費高騰による影響が見られたものの、両分野において機械設備等の受注・納入が順調に進捗しました。

以上の結果、売上高は94億69百万円（前年度比3.0%増）、セグメント利益は4億17百万円（前年度比55.1%増）となりました。

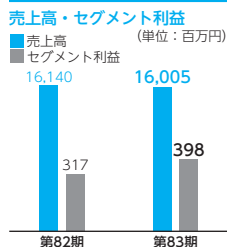
建設・エネルギー関連事業



建材分野では、建築関連において人手不足や資材価格の高騰により、工事遅延や設計変更の影響を受けましたが、北海道新幹線工事のセメント・生コンクリートを中心とした土木資材の出荷が好調に推移しました。建設機械分野では、コンクリート関連機械の販売が堅調でした。エネルギー分野では、需要減少や競争激化により、ガソリンや軽油などの販売において苦戦を強いられましたが、安定した供給体制を整え、配送効率化などの施策に取り組みました。

以上の結果、売上高は629億83百万円（前年度比8.7%増）、セグメント利益は8億76百万円（前年度比3.7%減）となりました。

海運関連事業



連結子会社のナラサキスタックス株式会社では、半導体関連貨物やバイオマス燃料などの取扱いが好調に推移しました。人員不足や航路休止などの影響により、荷動きは全体的に伸び悩みましたが、新規貨物の獲得や業務効率化に努めました。

以上の結果、売上高は160億5百万円（前年度比0.8%減）、セグメント利益は3億98百万円（前年度比25.7%増）となりました。

- (注) 1. 上記売上高は、外部顧客に対するものであります。
2. 上記セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

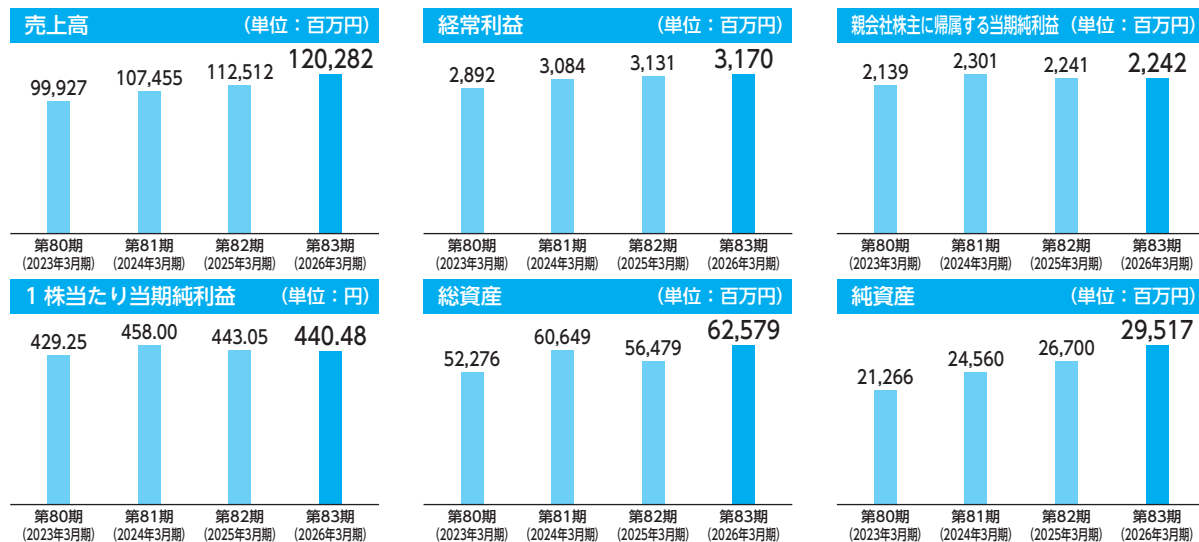
② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額（無形固定資産および長期前払費用を含む。）は、17億78百万円であります。その主なものは、当社の北海道支社移転に伴う内装工事等ならびに連結子会社であるナラサキスタックス株式会社による本社新築工事および倉庫新築工事でありませ

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況



		第80期 (2023年3月期)	第81期 (2024年3月期)	第82期 (2025年3月期)	第83期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	99,927	107,455	112,512	120,282
経常利益	(百万円)	2,892	3,084	3,131	3,170
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,139	2,301	2,241	2,242
1株当たり当期純利益	(円)	429.25	458.00	443.05	440.48
総資産	(百万円)	52,276	60,649	56,479	62,579
純資産	(百万円)	21,266	24,560	26,700	29,517

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
ナラサキスタックス株式会社	421 百万円	90.3	海陸一貫輸送
ナラサキ石油株式会社	130 百万円	100.0	石油類の販売
悠禧貿易 (上海) 有限公司	11,814 千人民元	100.0	FAシステム等の販売

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、個人消費の持ち直し、企業業績改善を背景とした設備投資の拡大など、力強さには欠けるものの、緩やかな回復基調で推移しています。一方で、地政学リスクや米国関税政策、急激な円安進行、物価上昇など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境は、緊迫化する国際情勢、資材・エネルギー価格の高騰、深刻化する労働力不足など、不確実な要素はあるものの、生産性向上や脱炭素化を目的としたAI・DX・GX関連需要や国土強靱化に向けたインフラ整備のニーズは極めて高く、中長期的視点でのさまざまな取り組みが継続するものと思われまます。事業環境の目まぐるしい変化に迅速かつ的確に対応するとともに、当社グループが「チームナラサキ」としての総合力を発揮することにより、さまざまな社会課題の解決に貢献できるものと考えております。

先々を見通すことが大変困難な状況ではありますが、予測と準備を怠ることなく、顧客やマーケットのニーズをしっかりと捉え、それにお応えすること、すなわち真の価値あるソリューションを提供することによりまして、当社グループの企業価値を高め、ひいては人と地球のサステナブルな発展に寄与するものと考えております。

当社グループは、「誠意をもって顧客の信頼を得る仕事をする」という経営理念の下、下記の項目を経営課題および事業戦略として認識し、その取り組みを通じて、会社の持続的成長の実現と更なる企業価値向上を目指すとともに、経営の透明性・公正性・健全性の充実に努めてまいります。

① 成長戦略推進と競争力強化

イ. グループ総合力によるソリューションの提供

当社グループの事業領域は極めて広範囲で、事業内容も多岐にわたっており、各事業セグメントは相互に密接不可分の関係で有形無形にシナジー効果を発揮しております。各事業セグメント間での情報共有化を推進し、連携・協業体制をなお一層強めることにより、グループとしての総合力を発揮し、更なる収益拡大に努めてまいります。

ロ. 収益力の強化と生産性の向上

当社グループでは、電機、機械、建設・エネルギー、海運の4セグメントをコア事業と位置付け、販売戦略・地域戦略を機動的に見直すとともに、高品質サービスの提供による差別化・高付加価値化を推進することにより、収益力向上に努めてまいります。また、事業ポートフォリオ分析を通じて事業ドメインを明確にし、成長性・安全性・収益性評価に基づき事業構造改革（事業の「選択と集中」）を推し進めるとともに、成長ドライバーを基軸とした戦略・施策を積極的に展開してまいります。

ハ. DX・GX分野の取り組み強化

データやデジタル技術の活用が進む中、顧客やマーケットのニーズも大きく変化しております。また、企業にはサステナビリティへの取り組みを重視する事業活動が強く求められています。そうした事業環境の変化に適切に対応し、DX推進のための設備投資や環境・省エネ関連投資など、社会のニーズに基づく製品・サービスを提供してまいります。また、定型業務をはじめとした業務効率の向上を目的としてAI実用化を推進し、グループを挙げて業務改革にも取り組んでまいります。

② 経営基盤の強化

イ. 健全な財務基盤の維持と安定キャッシュ・フローの確保

グループとしての収益力向上と資金の効率的運用、適正な在庫管理等を通じて、営業活動によるキャッシュ・フローの安定確保を図るとともに、有利子負債を削減するなどによりまして、財務体質の健全性維持に努めてまいります。また、成長分野や高収益分野、当社グループが強みを発揮できる分野、更には人的資本に対して経営資源を積極的に投入してまいります。

ロ. 人材の確保・育成とエンゲージメントの向上

「人材」は競争力強化や価値創造のための最も重要なファクターであり、多様な人材を確保・育成し、その力を最大限に引き出すことが、企業価値向上や持続的成長に繋がるものと考えております。

年齢バランスや技術承継のために安定採用を基本とし、セグメント毎の事業戦略に基づき人材の適正配置に努めてまいります。また、人的資本経営の考え方にに基づき、社員のスキルアップ、次代のリーダー養成、法令遵守のための研修・教育体制も充実させてまいります。社員の人格・個性・多様性を尊重し、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、働き方の多様化やワークライフバランスにも配慮しつつ、社員が豊かで充実した生活を実現するための取り組みを今後も継続してまいります。

八. サステナビリティ経営の推進

・コーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、会社の持続的成長と更なる企業価値向上を図るとともに、経営の透明性・健全性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。企業としての社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

・コンプライアンスの徹底

社員教育によるグループ行動規範の遵守徹底とコンプライアンス意識の定着化を図ってまいります。「何より優先すべきはコンプライアンス」であることを各種研修等を通じて社員に徹底するとともに、法令違反の発生を未然に防止するための監視・牽制機能を整備することにより、コンプライアンス体制の一層の強化に取り組んでまいります。

・リスク管理体制の整備

あらゆるリスク情報を収集・審議する機関としてリスク管理委員会を設置、その傘下に各種委員会を設置しており、経営に重大な影響を及ぼすリスクを的確に認識・評価し、適切に対処することにより、経営への影響を最小限に抑える体制を構築してまいります。今後とも、社会からの信頼を確保し、当社グループの企業価値を高めるためにリスク管理体制の整備を進めてまいります。

・サステナビリティ活動の取り組み強化

常に環境への影響に配慮して事業活動を行うとともに、人と地球のサステナブルな発展に向けて、社会課題の解決に取り組んでまいります。特に、「環境ビジネスへの取り組み」と「インフラ整備事業への貢献」は当社グループにとってのマテリアリティ（重要課題）であり、安心・安全な社会の実現に向け、地域社会との関わりの中で主体的かつ能動的に取り組んでまいります。また、サステナビリティの活動状況につきましては、積極的に情報発信してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
電機関連事業	配電制御機器、回転機器、F A 機器等の販売 空調・冷凍・冷蔵設備、電気設備、昇降機設備の販売 レーザ加工機、電子ビーム加工機、放電加工機の販売 セラミックス、エンジニアリングプラスチック加工品の販売
機械関連事業	農業施設、産業機械、環境設備ならびに関連する情報システムの販売
建設・エネルギー関連事業	セメント、生コンクリート、建築資材、土木資材、環境関連資材等の販売 石油製品、L P ガス、アスファルトの販売、E N E O S でんき代理店 道路切削舗装機械、コンクリートポンプ車、ロータリ除雪車、その他建設機械の販売
海運関連事業	港湾運送、道路運送、倉庫、通関、海運、貨物運送取扱、海運代理店、航空貨物代理店、産業廃棄物収集運搬

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
当社	本社 支社 支店	東京都中央区 北海道札幌市 北海道旭川市、北海道帯広市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、福岡県福岡市
ナラサキスタックス株式会社	本社 東京支社	北海道苫小牧市 東京都中央区
ナラサキ石油株式会社	本社	北海道札幌市
悠禧貿易（上海）有限公司	本社	上海市

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減
電機関連事業	206	6名増
機械関連事業	58	3名減
建設・エネルギー関連事業	158	1名増
海運関連事業	229	10名減
全社（共通）	89	3名減
合計	740	9名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
421名	2名減	42.6歳	16.0年

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	800
株式会社北洋銀行	579
株式会社北海道銀行	293

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,325,600株 |
| ③ 株主数 | 2,234名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三菱電機株式会社	419	8.38
UHPartners 2 投資事業有限責任組合	381	7.62
光通信KK 投資事業有限責任組合	327	6.53
株式会社UH Partners 3	217	4.35
三菱UFJ信託銀行株式会社	196	3.92
ナラサキ産業社員持株会	173	3.46
極東開発工業株式会社	141	2.83
INTERACTIVE BROKERS LLC	129	2.58
株式会社北洋銀行	123	2.46
住友大阪セメント株式会社	109	2.17

- (注) 1. 当社は、自己株式を321,497株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式

当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式は、取締役6名（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます）に対し、18,900株です。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉 田 耕 二	
代表取締役社長兼社長執行役員	中 村 克 久	
取締役兼専務執行役員	米 谷 寿 明	経営管理本部長 兼 サステナビリティ推進室長 兼 経営企画部長
取締役兼常務執行役員	川 上 公 司	電機本部長
取締役兼常務執行役員	片 貝 光 延	機械本部長
取締役兼常務執行役員	鈴 木 修	建設・エネルギー本部長 兼 建設・エネルギー本部 企画業務部長
取締役	山 本 昌 平	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士 三信電気株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社バンダイ 社外監査役 トーイン株式会社 監査役 (非常勤) 株式会社メガハウス 監査役 (非常勤) 日本コープ共済生活協同組合連合会 理事 (非常勤)
取締役	吉 野 高	吉野高法律事務所 代表
取締役 (常勤監査等委員)	毎 原 吉 紀	
取締役 (監査等委員)	湯 尻 淳 也	弁護士法人小野総合法律事務所 パートナー弁護士
取締役 (監査等委員)	大 瀧 敦 子	石本哲敏法律事務所 パートナー弁護士 メディキット株式会社 社外取締役 株式会社JMホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 当社は、2025年6月27日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 山本昌平氏および吉野 高氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 (監査等委員) 湯尻淳也氏および大瀧敦子氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役 山本昌平氏、吉野 高氏ならびに取締役 (監査等委員) 湯尻淳也氏、大瀧敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所に届け出ております。
5. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
6. 取締役 (常勤監査等委員) 毎原吉紀氏は、管理部門の要職を歴任するなどの経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものです。
7. 当社は、山本昌平氏、吉野 高氏、毎原吉紀氏、湯尻淳也氏および大瀧敦子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額と

しております。

8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社および国内の主要子会社の取締役・監査役・執行役員

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の職務執行に起因して、株主代表訴訟や会社訴訟等で損害賠償請求を提起されたことによって被る損害（法律上の損害賠償金や争訟費用）について填補するものです。

③被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の負担はありません。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	8 (2)	367 (13)	231 (13)	79 (—)	56 (—)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3 (2)	18 (8)	18 (8)	—	—
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	5 (1)	5 (1)	—	—
合計	14	391	255	79	56

- (注) 1. 当社は、2025年6月27日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査役報酬等は当該移行前の期間にかかるものであり、監査等委員である取締役の報酬等は当該移行後の期間にかかるものであります。
2. 監査等委員会設置会社移行前の報酬額は、2014年6月27日開催の第71期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額3億円以内、監査役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は1名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。また、2021年6月29日開催の第78期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、上記とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、年額60百万円以内の金銭報酬を支給することを決議いただいております。取締役（社外取締役を除く。）は、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式について発行または処分を受けるものとし、その総数は年3万株以内といたします。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は8名であります。
3. 監査等委員会設置会社移行後の報酬額は、2025年6月27日開催の第82期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額4億円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額を年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は2名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。また、2025年6月27日開催の第82期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、上記とは別枠で、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の金銭報酬を支給することを決議いただいております。取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）は、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式について発行または処分を受けるものとし、その総数は年3万株以内といたします。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数

は6名であります。

4. 業績連動報酬に係る指標は、当社の収益性を示す数値である連結営業利益を選択しております。業績指標として、当該指標を選定した理由といたしましては、本業の事業活動により得た利益を示すものとして代表的な業績指標であり、業務執行の成果を測る指標として最も合理的であると考えためであります。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は□(1)①事業の経過および成果に記載のとおりであります。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割り当ての際の条件等は(2)③ハ、取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針のとおりであります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）について、独立した指名・報酬委員会である「評価委員会」で審議し、その内容を2025年6月27日開催の取締役会において決議しております。

ロ. 基本方針

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、業務向上への意欲を高めるとともに、中長期的な視点での企業価値向上に資する報酬体系と、優秀な人材確保が可能な水準とすることを基本方針としております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・ 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、①金銭報酬（定額の月額報酬）として、役位と職務内容に基づく基本報酬と年度業績に基づく年次業績インセンティブ報酬、②株式報酬として、企業価値の持続的な向上を図るとともに株主との価値共有を進めることを目的とする長期インセンティブ報酬により構成しております。
- ・ 年次業績インセンティブ報酬については、当社の収益性を示す数値である連結営業利益を指標とし、全社業績、部門業績、中期経営計画の年度達成状況等を総合的に評価した結果と、役位ごとに定められた評価ランク別テーブルに基づき算定しております。
- ・ 長期インセンティブ報酬については、中期経営計画の進捗状況、中長期的な本部戦略策定プロセスや個別課題の達成度等を総合的に評価した結果と、役位ごとに定められた評価ランク別テーブルに基づき算定しております。
- ・ 支給割合については、基本報酬60%、年次業績インセンティブ報酬30%、長期インセンティブ報酬10%をベースとし、年度業績、中期経営計画の達成度等の個別評価により決定しております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、取締役会の諮問機関である評価委員会が報酬の原案を決定し、その内容を取締役会にて決議しております。

ホ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、評価委員会より取締役の個人別の報酬等の決定方法および評価委員会内での議論の内容について説明を受け、その内容を議論したうえで、当事業年度に係る取締役の個人別

の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

へ. 上記以外の報酬等の決定に関する事項

- ・ 社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）の報酬は、客観的・中立的な立場で取締役の職務執行に対し監督、助言等を行う役割を踏まえ、基本報酬のみとしております。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬は、取締役の職務の執行を監査・監督する役割を踏まえ、基本報酬のみとしております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 山本昌平氏は、丸の内中央法律事務所パートナー弁護士であり、当社は同事務所と顧問契約を締結しております。また、三信電気株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社バンダイの社外監査役、トーイン株式会社、株式会社メガハウスの監査役（非常勤）、日本コープ共済生活協同組合連合会の理事（非常勤）を兼務しております。当社と三信電気株式会社、株式会社バンダイ、トーイン株式会社、株式会社メガハウス、日本コープ共済生活協同組合連合会との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 吉野 高氏は、吉野高法律事務所代表であります。当社と吉野高法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）湯尻淳也氏は、弁護士法人小野総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と弁護士法人小野総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）大瀧敦子氏は、石本哲敏法律事務所パートナー弁護士であります。当社と石本哲敏法律事務所との間には特別の関係はありません。また、メディキット株式会社、株式会社JMホールディングスの社外取締役を兼務しております。当社とメディキット株式会社、株式会社JMホールディングスとの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況
取締役	山本昌平	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識および高い法令遵守の精神ならびに他社役員としての経営経験を有しており、専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場で社外取締役としての適切な役割を果たしております。また任意の指名・報酬委員会である評価委員会委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程に客観的・中立的立場で携わっております。
取締役	吉野 高	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場で社外取締役としての適切な役割を果たしております。また任意の指名・報酬委員会である評価委員会委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程に客観的・中立的立場で携わっております。
取締役 (監査等委員)	湯尻淳也	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち監査役として4回、監査等委員として10回全て（100％）に出席し、監査役会全5回のうち全て（100％）、監査等委員会全10回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、客観的・中立的な立場で取締役の職務執行に対し監査・監督するなど、社外取締役としての適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	大瀧敦子	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち監査役として4回、監査等委員として10回全て（100％）に出席し、監査役会全5回のうち全て（100％）、監査等委員会全10回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、客観的・中立的な立場で取締役の職務執行に対し監査・監督するなど、社外取締役としての適切な役割を果たしております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 アーク有限責任監査法人
 ② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査等委員会設置会社への移行前において、監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の

監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 重要な子会社のうち、悠福貿易（上海）有限公司は当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

【業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要】

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ナラサキ産業グループは、グループ行動規範に基づき公正な企業活動を展開し、コンプライアンスを徹底するための規程類の整備や体制を構築しております。

独立社外取締役が取締役会に出席することにより、業務執行の決定における客観性および妥当性の確保を図っております。

代表取締役社長を最高責任者とするリスク管理推進体制を構築しており、各部署の内部管理責任者を通して報告されたコンプライアンスをはじめとするあらゆるリスク情報は、毎月定期的に開催されるリスク管理委員会において審議し問題点の把握と対策に努めており、その結果は適宜経営会議に報告されております。グループ行動規範および企業倫理事例集を使用して、内部管理責任者研修および各階層別研修において教育を実施し、法令および定款の遵守を徹底しております。法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として、弁護士と連携した内部通報制度を構築しており、通報を受けた場合の調査および報告体制を整備しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報および文書の取扱いは、当社社内規程および取扱要領等に従い、適切に保存および管理し、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとなっております。総務人事部を担当する取締役が管理責任者となり、文書等保存状況を定期的に検証し、必要に応じて各規程等を見直しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクを的確に認識・評価するとともに、リスクに適切に対処し経営への影響を最小限に抑える体制を構築することにより、企業の社会的責任を果たし、当社グループの企業価値を高めることを目的として、リスク管理規程に基づきリスク管理推進体制を構築しております。あらゆるリスク情報を収集・審議する機関として、リスク管理委員会を設置するとともに、その傘下に部門横断的な全社リスクに対応する各種委員会を設置しております。事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに内部管理責任者に連絡し現場での緊急対応を行うとともに、サステナビリティ推進室に情報が集約され、重要性に応じて緊急事態対策本部が設置される体制になっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

年度事業計画は、中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて定めた目標をもとに作成し、目標達成の進捗状況は、経営会議において定期的に報告しております。職務の執行については、取締役会規程および職務権限規程に基づく意思決定ルールに従い、適正かつ効率的に行われる体制をとっております。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の会議を開催し、経営方針、年度計画、目標数値の進捗状況等の審議ならびに報告を通して情報の共有化を図っております。関係会社運営規程に基づき、子会社の業務が適正かつ効率的に行われ、子会社を担当する当社取締役は、業績目標達成状況の把握とともに、リスク管理状況を把握して経営会議に報告しております。

子会社においても各部署の内部管理責任者から、コンプライアンスをはじめとするあらゆるリスク情報が報告され問題点の把握と対策に努めており、その結果は、親会社である当社に報告される体制となっております。コンプライアンスおよびリスク管理等に関して、当社および子会社の委員会が連携し、当社グループの内部統制強化を図っております。

子会社における内部通報制度は、独自の内部通報体制のほか、弁護士および当社への通報体制も構築しております。

当社および子会社において、当社監査部が定期的監査を行い、その結果を取締役に報告しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置し、その使用人は監査等委員会の指示命令に従うものとしております。監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、異動、人事考課等に係る事項の決定に際しては、監査等委員会と事前協議を実施しております。

⑦ 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社ならびに子会社の取締役および使用人は、監査等委員会に対し、重大な法令違反または定款違反の他、以下に該当する事案について報告を行っております。

- イ. 経営状況として重要な事項
- ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ハ. 内部統制システムに関わる部署および委員会の活動状況
- ニ. 内部監査の活動状況
- ホ. 重要な会計基準の変更

へ、内部通報制度による通報状況および内容

また、監査等委員会は必要に応じ、当社および子会社の取締役および使用人から業務執行状況の報告を求めるとともに、取締役会、経営会議への出席を通じて業務執行状況を把握し、監査の実効性を確保しております。

⑧ 報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告したことを理由として不利益な取扱いをしないものとしております。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を高めるため、監査等委員は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

また、監査等委員会は、グループ監査役会を開催し、子会社監査役と連携することにより情報の把握に努め、監査の実効性を高めております。

監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務を適切に処理しております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針を定めた「財務報告に係る内部統制規程」および内部統制を整備・運用・評価するための実施要領に基づき、適正かつ有効な内部統制システムを構築しております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

上記に掲げた体制整備の基本方針に基づき、諸施策を着実に実行しております。コンプライアンスの徹底ならびにコーポレート・ガバナンスの充実を中期経営計画のサステナビリティ戦略の重要テーマに掲げ、グループの体制強化に取り組んでおります。また、社員研修等においてコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めております。反社会的勢力排除の取り組みに関しては、社内ルールに基づき徹底を図っております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

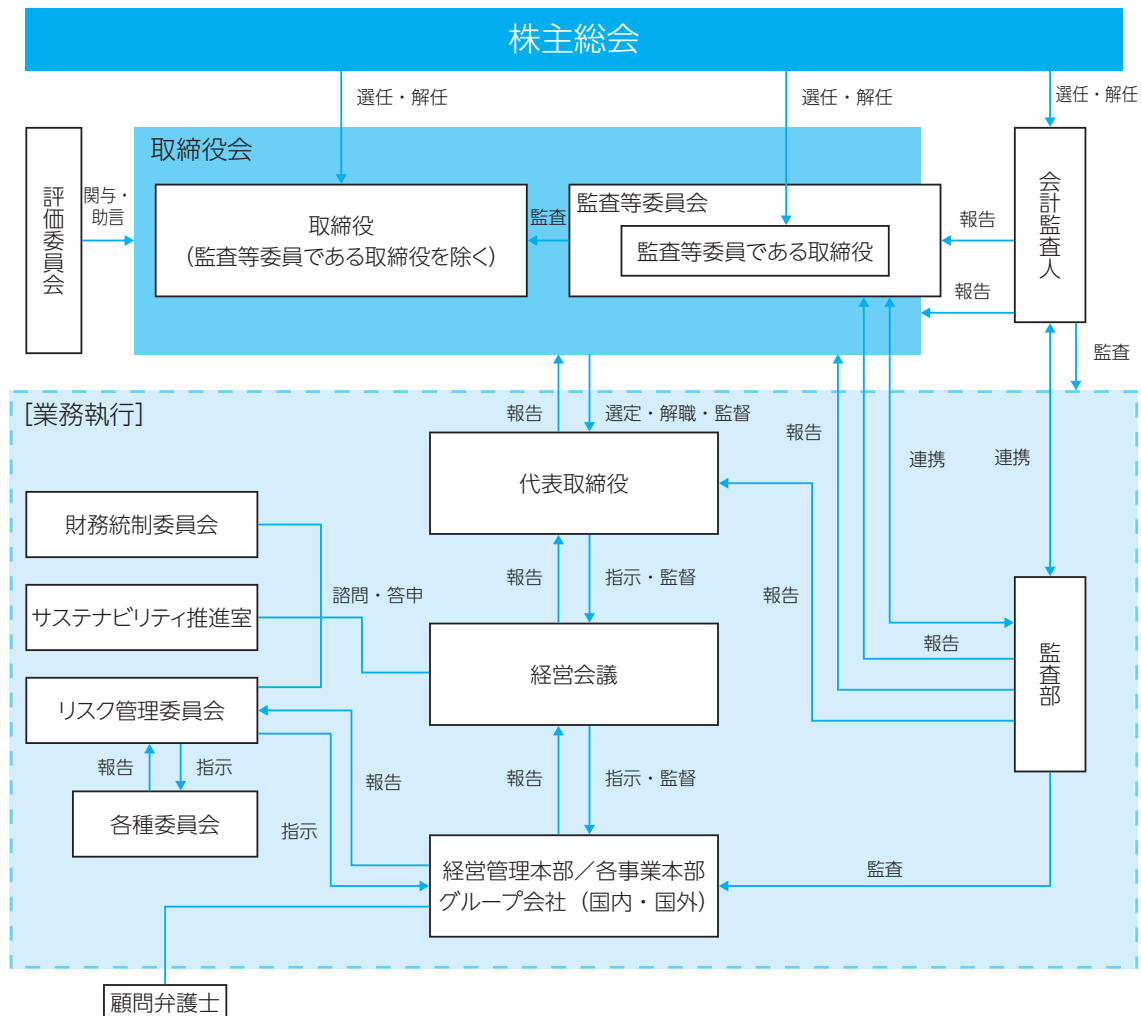
当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策と位置付けし、安定的な配当を基本としつつ、収益状況・財政状態・将来の事業展開等を勘案して決定してまいります。

引き続き、中長期的な視点に立ち、成長が見込まれる事業分野や人的資本に対しても積極的に経営資源を投下し、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき130円とさせていただきます。

ご参考 コーポレート・ガバナンス体制図

当社は、2025年6月27日開催の第82期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しました。監査等委員に取締役会の議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ります。



連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第82期	第83期	科目	(ご参考) 第82期	第83期
	2025年3月31日現在	2026年3月31日現在		2025年3月31日現在	2026年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	39,001	41,900	流動負債	25,314	27,808
現金及び預金	12,637	13,493	支払手形及び買掛金	13,631	16,803
受取手形、売掛金及び契約資産	19,196	18,741	電子記録債務	6,977	6,211
電子記録債権	3,499	4,212	短期借入金	1,200	1,200
商品及び製品	1,795	3,082	1年内返済予定の長期借入金	179	246
仕掛品	160	316	リース債務	224	265
原材料及び貯蔵品	61	48	未払法人税等	509	675
その他	1,655	2,012	賞与引当金	492	616
貸倒引当金	△4	△5	その他	2,099	1,788
固定資産	17,478	20,678	固定負債	4,464	5,253
有形固定資産	8,821	9,764	長期借入金	230	525
建物及び構築物	1,336	2,814	長期未払金	1,079	906
機械装置及び運搬具	1,537	1,360	リース債務	671	723
土地	4,527	4,499	繰延税金負債	734	1,416
リース資産	843	934	特別修繕引当金	94	72
その他	577	156	退職給付に係る負債	1,040	964
無形固定資産	132	96	その他	613	643
投資その他の資産	8,523	10,817	負債合計	29,778	33,062
投資有価証券	3,952	4,609	(純資産の部)		
繰延税金資産	349	263	株主資本	23,708	25,013
退職給付に係る資産	2,226	4,098	資本金	2,354	2,354
その他	2,006	1,871	資本剰余金	1,328	1,385
貸倒引当金	△11	△24	利益剰余金	20,496	22,127
資産合計	56,479	62,579	自己株式	△471	△853
			その他の包括利益累計額	2,429	4,041
			その他有価証券評価差額金	1,447	1,885
			繰延ヘッジ損益	△1	2
			為替換算調整勘定	145	173
			退職給付に係る調整累計額	838	1,980
			非支配株主持分	562	462
			純資産合計	26,700	29,517
			負債・純資産合計	56,479	62,579

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第82期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第83期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	112,512	120,282
売上原価	100,527	107,428
売上総利益	11,985	12,854
販売費及び一般管理費	8,923	9,786
営業利益	3,062	3,068
営業外収益	191	216
受取利息	5	12
受取配当金	113	131
持分法による投資利益	23	21
その他	49	50
営業外費用	121	114
支払利息	45	49
債権売却損	16	18
為替差損	41	25
その他	18	21
経常利益	3,131	3,170
特別利益	157	188
固定資産売却益	2	2
投資有価証券売却益	155	185
特別損失	41	16
固定資産処分損	8	7
減損損失	3	9
ゴルフ会員権評価損	1	—
賃貸借契約解約損	28	—
税金等調整前当期純利益	3,248	3,341
法人税、住民税及び事業税	901	1,035
法人税等調整額	65	26
法人税等合計	967	1,061
当期純利益	2,281	2,280
非支配株主に帰属する当期純利益	39	37
親会社株主に帰属する当期純利益	2,241	2,242

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第82期	第83期	科目	(ご参考)第82期	第83期
	2025年3月31日現在	2026年3月31日現在		2025年3月31日現在	2026年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	34,519	36,793	流動負債	21,341	24,115
現金及び預金	8,988	9,821	支払手形	735	796
受取手形	759	279	電子記録債務	6,977	6,211
電子記録債権	3,411	4,088	買掛金	11,364	14,612
売掛金	17,299	17,697	1年内返済予定の長期借入金	133	200
契約資産	66	—	リース債務	18	16
商品及び製品	1,588	2,839	未払金	110	98
仕掛品	160	316	未払費用	293	349
前渡金	712	614	未払法人税等	330	594
前払費用	119	140	未払消費税等	27	—
未収入金	435	769	契約負債	920	746
その他	981	230	預り金	45	40
貸倒引当金	△2	△3	前受収益	1	1
固定資産	7,567	9,710	賞与引当金	346	445
有形固定資産	770	818	その他	37	1
建物	341	412	固定負債	1,135	1,551
構築物	20	17	長期借入金	—	341
機械及び装置	2	2	リース債務	26	19
工具、器具及び備品	91	91	繰延税金負債	331	481
土地	269	261	退職給付引当金	198	99
リース資産	40	33	その他	579	608
建設仮勘定	4	—	負債合計	22,476	25,667
無形固定資産	84	55	(純資産の部)		
電話加入権	16	16	株主資本	18,316	19,232
ソフトウェア	49	36	資本金	2,354	2,354
リース資産	18	1	資本剰余金	1,328	1,369
投資その他の資産	6,713	8,836	資本準備金	619	619
投資有価証券	2,807	3,240	その他資本剰余金	708	749
関係会社株式	795	925	利益剰余金	15,104	16,361
出資金	0	0	その他利益剰余金	15,104	16,361
関係会社長期貸付金	—	1,600	繰越利益剰余金	15,104	16,361
破産更生債権等	—	15	自己株式	△471	△853
長期前払費用	914	783	評価・換算差額等	1,294	1,604
前払年金費用	1,199	1,305	その他有価証券評価差額金	1,294	1,604
差入保証金	688	635	純資産合計	19,611	20,837
その他	308	343	負債・純資産合計	42,087	46,504
貸倒引当金	—	△13			
資産合計	42,087	46,504			

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第82期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第83期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	93,091	101,704
売上原価	84,777	92,601
売上総利益	8,313	9,102
販売費及び一般管理費	6,071	6,756
営業利益	2,242	2,345
営業外収益	191	236
受取利息	13	43
受取配当金	153	175
その他	25	17
営業外費用	36	45
支払利息	11	12
債権売却損	11	11
支払保証料	4	6
その他	9	14
経常利益	2,397	2,537
特別利益	122	185
投資有価証券売却益	122	185
特別損失	37	11
固定資産処分損	8	4
減損損失	—	7
ゴルフ会員権評価損	1	—
賃貸借契約解約損	28	—
税引前当期純利益	2,482	2,711
法人税、住民税及び事業税	628	842
法人税等調整額	46	△0
法人税等合計	674	842
当期純利益	1,807	1,868

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

ナラサキ産業株式会社
取締役会 御中

アーグ有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 森 久倫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 逸見宗義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナラサキ産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナラサキ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

ナラサキ産業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 森 久倫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 逸見 宗義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナラサキ産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

ナラサキ産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 毎原吉紀 ㊞

監査等委員 湯尻淳也 ㊞

監査等委員 大瀧敦子 ㊞

(注) 監査等委員湯尻淳也及び大瀧敦子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
配当の基準日	3月31日および中間配当金の支払を行うときは9月30日
株主名簿 管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711(通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告の方法	電子公告 公告掲載URL https://www.narasaki.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします)

- 住所変更、単元未満株式の買取りその他各種手続きのお申出先につきましては、株主様が口座を開設している証券会社にお問合せください。

なお、特別口座に記録された株式に関する各種お手続きは、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

- 未受領の配当金のお支払につきましては、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社本支店でお支払いいたします。

ホームページ／IR情報のご案内

当社に関する最新動向や情報をお伝えしています。
TOPページ <https://www.narasaki.co.jp/>
IRページ <https://www.narasaki.co.jp/ir/>

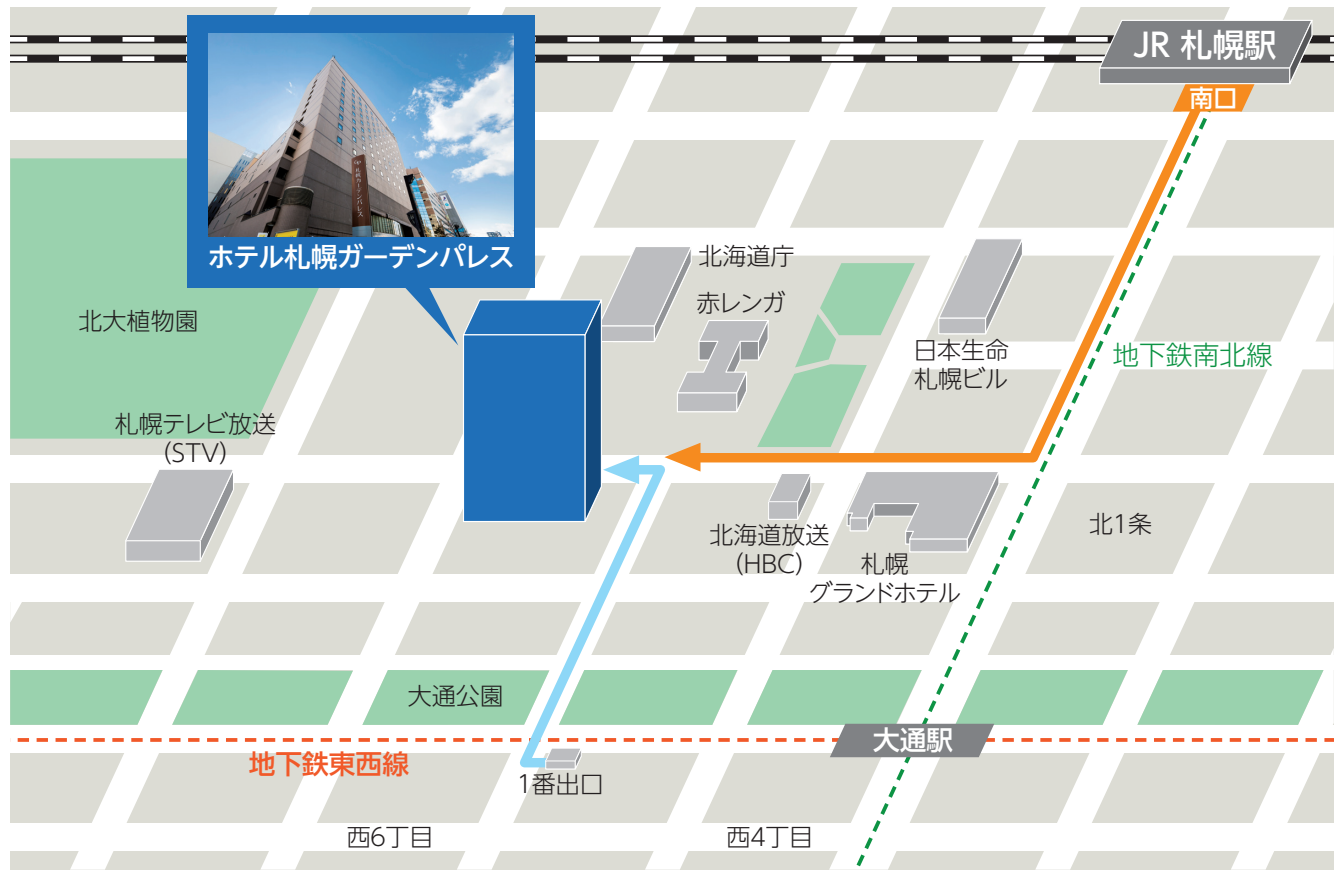


株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」

交通 | JR札幌駅より 徒歩7分
| 地下鉄大通駅より 徒歩5分

お願い 駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。